

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	株式会社スカパーJSATホールディングス
【英訳名】	SKY Perfect JSAT Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋山 政徳
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目14番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長秋山政徳は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社（以下、「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象となる業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社8社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社5社及び持分法適用会社15社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当第2四半期連結累計期間の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当第2四半期連結累計期間の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び有形固定資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

当事業年度中、全社的な内部統制において重要な欠陥が発見されましたが、当事業年度末日時点において是正されております。重要な欠陥の概要は以下のとおりであります。

当事業年度において、当社で財務経理業務を担当する業務執行取締役が、取締役会で承認された取引方法とは異なる方法で自己株式を取得する取引を行った社内規程違反であります。

当社は、業務執行取締役による社内規程違反であることから、この事実を発見後ただちに、当該取締役の業務執行に係る担当を全て外し、業務執行取締役（常勤取締役）から非常勤取締役といたしました。また、以下の再発防止施策を実行いたしました。

組織による相互牽制機能を強化するために、財務及びIR機能を別の本部組織といたしました。

業務遂行の相互牽制を強化するために、各部の業務分掌を変更いたしました。

自己株式取得に関する実務指針を制定いたしました。

なお、当社は全社的な内部統制の再評価を実施し、重要な欠陥の影響は限定的であることが確認されたことから、業務プロセスに係る内部統制に重要な影響を及ぼしていないと判断いたしました。したがって、上記2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項に記載している業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は変更しておりません。